第62号議案

平成29年度江戸川区国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度江戸川区の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間 及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成29年11月28日提出

江戸川区長 多田正見

第 1 表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
高額療養費支給申請書等作品 委託	戈等	平成29	年度から年度まで		4,8	千円 346
国民健康保険料額決定通知書 作成等委託	書等	平成29	年度から年度まで		32,8	3 6 1
国保健診受診券作成等委託		平成29	年度から年度まで		Ę	5 0 8